

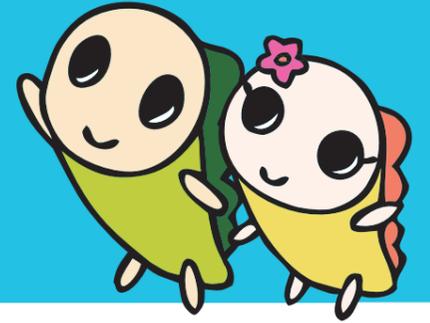


杉並区

この現場で働く皆さまへ

この工事には、杉並区公契約条例による

1人工あたりの最低額が 定められています。



令和8年度 労働報酬下限額

(1日あたり(8時間)に換算した金額)〔労働報酬下限額：令和8年3月告示〕

No.	職種	下限額	No.	職種	下限額	No.	職種	下限額
1	特殊作業員	27,632円	20	トンネル作業員	28,896円	39	板金工	32,224円
2	普通作業員	24,304円	21	トンネル世話役	38,520円	40	タイル工	25,024円
3	軽作業員	16,832円	22	橋りょう特殊工	33,032円	41	サッシ工	29,976円
4	造園工	24,936円	23	橋りょう塗装工	32,856円	42	屋根ふき工	31,520円
5	法面工	30,240円	24	橋りょう世話役	37,800円	43	内装工	30,960円
6	とび工	29,792円	25	土木一般世話役	30,960円	44	ガラス工	30,064円
7	石工	29,792円	26	高級船員	35,736円	45	建具工	26,488円
8	ブロック工	29,160円	27	普通船員	29,432円	46	ダクト工	27,096円
9	電工	30,872円	28	潜水士	47,432円	47	保温工	25,744円
10	鉄筋工	30,424円	29	潜水連絡員	34,384円	48	建築ブロック工	27,296円
11	鉄骨工	26,824円	30	潜水送気員	32,312円	49	設備機械工	25,200円
12	塗装工	32,856円	31	山林砂防工	29,256円	50	交通誘導員 A	18,456円
13	溶接工	34,296円	32	軌道工	52,832円	51	交通誘導員 B	16,832円
14	運転手(特殊)	27,992円	33	型わく工	29,704円	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が労働者等との合意のもと、見習い・手元等と判断された労働者 ・年金等の受給のために賃金を調整している労働者 		
15	運転手(一般)	23,040円	34	大工	27,544円			
16	潜かん工	33,576円	35	左官	30,424円			
17	潜かん世話役	40,232円	36	配管工	27,096円			
18	さく岩工	37,800円	37	はつり工	28,080円			
19	トンネル特殊工	34,024円	38	防水工	34,384円			

注1：杉並区公契約条例では賃金の下限(最低)額を定めており、「労働報酬下限額」と呼んでいます。

注2：労働報酬下限額は、農林水産省及び国土交通省が決定する公表公共工事設計労務単価を基に設定しています。

注3：賃金等のうち、手当等(基本給相当額+基準内手当+実物給与(通勤用定期支給、食事支給)+臨時の給与)の合計額が、労働報酬下限額以上となっている必要があります。実物給与等が含まれていることから、手取り金額が表に掲げる金額を上回るとは限りません。

ご自身の賃金が下限額を下回っていないかご確認ください。

もし賃金が下限額より低いと思ったら、右記QRコード(専用フォーム)よりお問い合わせください。



杉並区公契約 条例とは

杉並区が発注する建築工事や業務委託などの「公契約」に従事する労働者の適正な労働環境を確保することにより、公共サービスの品質の確保や地域経済の活性化を図ることを目的とした条例です。



杉並区公契約条例や労働報酬下限額等の詳細は左記のQRコードから区公式ホームページをご確認ください。

杉並区総務部経理課契約係

杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所東棟5階
TEL 03-5307-0612 FAX 03-3312-2440